

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 101 号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号イ中「フロッピーディスク」の右に「若しくは直径120ミリメートルの光ディスク」を加える。

第26条中「総務局」を「総合企画局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)